

報告第52号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月24日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

令和2年第3回東広島市議会に追加提案する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約の変更議案に対する意見の申出について

3 臨時代理年月日

令和2年9月9日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部

分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第205号

事業契約の変更について

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月24日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 24億1,675万6,027円」を「3 契約金額 24億1,634万5,157円」に改める。

(提案理由)

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の規定により、設計、施工等の対価の割賦払に係る手数料の額の算定に用いる金利が確定したことに伴い、当該対価の額を改定する必要が生じたため、事業契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第205号

事業契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の規定により、設計、施工等の対価の割賦払に係る手数料の額の算定に用いる金利が確定したことに伴い、当該対価の額を改定する必要性が生じたため、事業契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
24億1,675万6,027円	24億1,634万5,157円	41万870円

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が	都道府県	千円 500,000
--------------------	------	---------------

建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000